

事務連絡
令和7年 1月31日

障害保健福祉主管部（局）
各 都道府県 御中
児童福祉主管部（局）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

同行援護のサービス提供責任者の資格要件の改正等について

本日、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）、「居宅介護職員初任者研修等について」（平成19年1月30日障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について」（平成13年6月20日障発第0620263号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を改正したところです。改正の概要等については下記のとおりですので、各都道府県におかれては内容を十分御了知の上、適切な研修実施に御協力いただくとともに、関係団体や指定研修事業者等への周知をお願いします。

記

1 同行援護のサービス提供責任者の資格要件関係

（1）改正の概要

同行援護の質の向上を図るとともに、サービス提供責任者の人材確保を図るため、令和7年4月から、同行援護従業者養成研修の一般課程を修了した者についても、視覚障害者等の介護の実務経験を積んでいることを条件に、サービス提供責任者に従事できるよう、以下の見直しを行います。（参考資料1）

（改正内容）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」の一部改正

・サービス提供責任者の要件として、次の①及び②を満たす者を追加する。

①同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者（現行カリキュラムの養成研修修了者を含む。）で、3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者

- ②同行援護従業者養成研修（応用課程）を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）

（2）実務経験及び従事した期間

①実務経験

同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者であって3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者の実務経験については、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知）の別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」（以下「業務の範囲通知」という。）のうち、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスの「同行援護」や、「地域生活支援事業の実施について」別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記1-14（2）に基づく「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を行っている事業所や施設の従業者でその主たる業務が介護等である者などになります。

②業務従事期間の計算方法

従事した期間は、業務の範囲通知に基づいて3年に換算して認定することになります。

具体的には、視覚障害者の介護等の業務に従事した期間が通算1095日以上であり、かつ、介護等の業務に現に就労した日数が540日以上である場合になります。

2 同行援護従業者養成研修関係

（1）改正の概要

令和5年10月16日付けで、「指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省告示第538号）が一部改正され、令和7年4月から、都道府県において、新たなカリキュラムにより研修が行われることとなっております。（参考資料2）

これに関連し、以下の通知について見直しを行います。

（改正内容）

「居宅介護職員初任者研修等について」、「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について」の一部改正

- ・同行援護従業者養成研修（応用研修）について、一般課程の研修修了者がサービス提供責任者としての知識及び技術を習得することを目的として行われることとなったため、一般課程および応用課程の目的について、必要な改正を行っています。
- ・同行援護従業者養成研修（一般課程）について、研修内容・時間を充実したことから、修業年限を、原則として2月以内から、原則として3月以内とします。また、地域の実情等により、やむを得ない場合について、4月の範囲内から5月の範囲内として差し支えないとします。